

令和元年度第2回広島県社会福祉審議会議事録

- 1 日 時 令和元年12月2日（月） 10時30分から12時00分まで
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号
県庁舎北館 第1会議室
- 3 出席委員 池田（智）委員，池田（円）委員，今榮委員，今川委員，金子委員，川本委員，甲野委員，下原委員，鈴木委員，寺本委員，中野委員，浜中委員，林委員，藤原委員，二川委員，松岡委員，村上委員，森脇委員，山下委員，山田委員，山本（一）委員，吉田委員，米川委員
- 4 議 題 (1) 議事
無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準条例の制定について
(2) 協議事項
地域福祉支援計画の策定について
(3) 報告事項
令和元年度民生委員・児童委員の一斉改選状況について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局地域支え合い担当地域支え合いグループ
TEL (082) 513-3144 (ダイヤルイン)
- 6 会議の内容
《開会》
事務局： お待たせしました。ただ今から，広島県社会福祉審議会を開催いたします。
会議に先立ちまして，田中健康福祉局長が御挨拶申し上げます。
- 《健康福祉局長あいさつ》
- 《資料確認》
事務局： 本日，お配りしております資料の確認をさせていただきます。会議次第，委員名簿，県職員出席者名簿，配置図のほか，資料1から3まで，そして参考資料となります。御確認の方よろしくお願いいたします。
ございますでしょうか。
- 《出席委員紹介》
事務局： 続きまして，本日，御出席の委員の方々の御紹介ですが，お配りしております委員名簿により，御紹介に代えさせていただきます。
- 《県関係職員紹介》
事務局： また，本日，県の関係職員が出席しておりますが，県職員出席者名簿に

より、紹介に代えさせていただきます。

《定足数確認》

事務局： 議事に入ります前に、本日、御出席の委員数を御報告いたします。委員総数 30 名に対しまして、23 名の御出席をいただいておりますので、広島県社会福祉審議会条例第 5 条第 3 項に定める定足数を満たし、会が成立しておりますことを御報告いたします。

《委員長選任》

事務局： それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。
議事の進行は、広島県社会福祉審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、委員長が会議の議長と定められておりますので、山本委員長、よろしくお願い申し上げます。

《委員長あいさつ》

《会議の公開》

委員長： それでは、早速議事に入りますが、本日の審議会につきましては、広島県社会福祉審議会運営規定の第 5 条第 1 項の規定により公開とします。
また、議事録は、県のホームページなどで公開されることになっております。
それでは、会議次第に従いまして議事を進行させていただきます。

《議事》

委員長： 初めに、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準条例の制定」について、事務局から説明をお願いします。

〔地域支え合い担当から資料 1 により説明〕

委員長： ただ今の事務局の説明に対し、御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

金子委員： 広島県手をつなぐ育成会の金子でございます。先ほどの御説明をお聞きして、内容については全く異存ありません。進めていただきたいと思います。ただ、1 ページの下の表で、「職員等の資格要件」の条例案において、「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと」と二重否定文になっており、非常にわかりにくいです。これは、「5 年を経過していること」という表現ではダメなのでしょうか。どなたから見てもわかりやすいという広島であってほしいので、このあたりの文章を変えていただくことは可能でしょうか。

事務局： この表現につきましては、国の省令に基づいた表現になっておりまして、わかりやすい表現にできるかどうかは、県の法制担当と相談して決めさせていただきます。

委員長： ほかにございますか。

今川委員： 2 ページに「適したもの」という記述がありますが、「適する」というのは、例えば旅館法である旅館の作り方の一人当たりの大きさに準ずる

であるとか、そういった「適する」というのに対応する基準はございますでしょうか。

事務局： 無料低額宿泊所の事業の形態というのが、施設によって異なるものになっておりまして、入居定員の施設によって異なりますので、一律の基準を設けるとするのは妥当ではないと考えております、そのため、個々の施設に応じ判断をしていくということになります。

今川委員： 例えば、高齢の方だったら、通常のお風呂であるとスリップしておぼれてしまうなど、設計にあたるマニュアルのようなものがいろんなところにあるんですけども、ケースバイケースでこういった方が入居されるのであればこうといった一律以上の基準を設けないとそれを運営する側がこれで適していると言えればまかり通るようなものであれば心配が残るなと思ったもので、質問させていただきました。以上でございます。

事務局： 今、省令に沿った表現となっておりますので、大変曖昧になっているところでございます。ただ、基準面積等については、例えば、認知症のグループホーム等に類するという風になっていきますので、通知等でこういったものに準じていくかということでは明確にさせていただきたいと思っております。

村上委員： 基本的なところが分からなくて教えていただきたいのですが、そもそもこの改正の経緯の最初に、「サービスの内容に見合わない高額な利用料を徴収する」というのがあり、いろんな悲惨な事件がありました。それで、提案されていると思いますが、この事業範囲のところに「利用料を受領する」とありますが、利用料の大体の基準というものは定められるのでしょうか。サービスに見合わない利用料を徴収してはいけないということであれば、基準があっているのではと思います。ただ、広島県内1か所ということで、施設は増えてほしいと思うのですが、この条件で手を上げる方々がいるのかということについて疑問に思いました。利用料がきちんとされていなくて、それで居室使用料が無料又は住宅扶助レベルということであるという風に経営していくのかなと思われました。

事務局： 現在広島県で一件ということで、無料低額宿泊所は関東圏が約8割ある状況で、今回の基準につきましては、あまりしばったり、範囲を設けたりするとかえって参入できないのではないかとということで、緩やかな基準にさせていただいております。その基準の中で、だいたいこの程度だということを他の施設等との比較等を含めてお示して、何か相談があったときには、御相談に乗れるようにしていきたいと思っております。

寺本委員： 項目「事業範囲」のところで、「入居の対象者の総数に占める生活保護受給者の占める割合がおおむね50%以上」という風に定めていますが、これの趣旨や目的を教えてくださいと思います。

事務局： 無料低額宿泊所というのが、「1趣旨」のところにあるように生計困難者のための施設となっております。そのため、生活保護受給者の占める割合が50%以上という規定となっております。

寺本委員： 私も生活困窮者の支援をしているんですけども、生活保護を受給できている方は住宅補助が出て、それが直接払いで支払われます。保証人

などの問題があって、入居先が決まらないという方の問題も別にありますが、家賃の支払いで、直接困るというケースはあまり大きくなくて、逆に言えば生活保護の受給対象にぎりぎりならないけれども医療費や教育費等にお金がかかって、困窮しているという方のほうが家賃の支払いとか賃貸借契約とかで困るケースが多いというのが実体験として感じているので、50%以上と定める理由があれば納得できるのですが、生活保護受給者は生活困窮者だとという捉え方だと支援の仕方を間違えるのではないかなと思います。

事務局： 他の制度との区分けの中で50%ということにしておりますが、今あった御意見等も踏まえながら、運用面では実情も踏まえていきたいと思えます。基準につきましては、国が定めた省令に従って参りたいと思っております。ただ、理由につきましては今、明確なことをお答えできませんので、また、文書等で回答させていただきたいと思えます。

委員長： ほかに御意見がないようですので、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準条例の制定」については、概ね適当なものとするものと認めることといたします。このことについて、御異議ありませんか。

〔異議なし〕

委員長： なお、事務局の説明にもありましたとおり、今後条例案としての形式的な整理を行い、議会に提出することになりますので、最終の条例案の確認については、私に一任いただけますか。

〔異議なし〕

《協議事項》

委員長： それでは、御異議がないようですので、協議事項に入ります。

「地域福祉支援計画の策定」について事務局から説明をお願いします。

〔地域支え合い担当から資料2により説明〕

委員長： それでは、ただいまの協議事項に関して、御意見、御質問ございましたら、よろしくお願ひいたします。

林委員： 第4章の16ページ、「共に支え合う地域づくりの推進」の「取組の方向性」の中に、「高齢者に関して、ケアプラン作成時に、災害時の避難支援方法を整理する取組を推進」と書いてございます。障害の方で要援護者として地域で支援を必要としている方がたくさんいらっしゃいます。そういった観点から、障害児・者に関して、サービス等の利用計画の作成時に、同じように災害時の避難支援方法を整理する取組をぜひ推進していただきたいと思えます。

委員長： ただいまの意見に何かございますか。

事務局： 同じように検討させていただきます。

委員長： ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

金子委員： 15ページの、「共助による地域コミュニティづくり」の「現状とのギャップ」において、「小・中学生を対象とした学習はあるが、その内容は高齢者疑似体験などの学習であり、『お互いを支え合う』気持ちを育むこ

とが必要」とあり、それに対する取組の方向性で、「学校教育における福祉教育の推進」を取り上げていただいて、大変ありがたいです。ただ、具体性が無いように感じます。たまたま、広島県では、あいサポート運動というのを推進しておりまして、私も知的発達障害疑似体験の「広島あび隊」というものをやっております。皆さんの御手元にリーフレットを配布させていただいておりますが、これは今、8年目を迎えました。20校ほど学校訪問をしました。中を開けてもらうと、「小学生の声」というのがありますが、「ことばで伝えられない悲しさがわかりました」とか「私は以前まで障害のことをばかにしていました。でも、この授業を受けて『障害者も私たちと同じように生きている。ただ、苦手なことがあるだけだ。』とわかりました」とか、本当に小学生が一杯、いろんなことを感じてくれます。たまたま私は知的発達障害のことを言っていますが、他にも、難病の方、身体障害の方など色々な団体がこれに登録しております。やはり本人の話が一番心に響くのかなと、他の団体の話を聞いても思いますので、「あいサポート運動を利用するなど」という一言を取組の方向性に入れていただけないかと思えます。

また、それに伴って、4ページの「目指す姿」のところですが、「地域福祉学習・福祉教育の充実」のところ、学校教育の視点が少し無いような気がします。次世代を担う子供たちの教育は地域でも大切だと思うので、学校教育の視点を何とかこの中に入れていただけないかと思えます。以上です。

事務局： 現時点では、たたき台のような状況で、専門家の皆様の御意見をたくさん取り入れているところでございます。今いただいた御意見を踏まえまして、また反映できるよう検討して参りたいと思えます。

米川委員： 今、金子委員が言われたように、学校での子供たちの教育はとても大切なことだと思えます。今回の案の中に、5ページのところ、「日常生活圏域」というところがありますが、その中にも、機関相談や地域生活拠点などをぜひ入れていただきたいです。各市の地域福祉計画に入ってはいますが、これがどのような形で実のあるものになるのか、実のあるものになるように、本当に地域の方に担保できるような実際の仕組みを作り、なおかつ、それを検証できる仕組みをどこかで持つことが大切なのではないかと思えます。金子委員の言葉に足してお願いできればと思えます。

委員長： それでは、支援体制作りを担う市町の首長として、竹原市の今榮委員、何かありましたら、よろしくお願ひします。

今榮委員： 先ほどから委員の皆様の意見をお聞きして、学校教育に関しては、今、県の教育委員会も市町の教育委員会も含めてコミュニティスクールを随分推進しようとしておられます。本市においても、今年度及び来年度、全校実施に向けて今取り組んでいるところです。そういう意味で言えば、学校教育側は学校教育側で、コミュニティスクールという形で、様々な機関・団体の方と学校運営に関して結びつきをしており、そこに、こうした社会福祉の取組を連動させることは非常に意義深いという思いがあります。また、これは確

認なのですが、推進支援体制の整備というのは、今まさに、地域福祉支援計画を策定しているところなので、具体的に、新たに何か推進支援体制についてこういう取組をされようとしているという考えがあればお聞きしたいです。

事務局： まだ内部でも検討中ですので、具体的なものは差し控えさせていただきますけれども、共生社会というのは縦割りを横に繋いでいくということですので、まず、行政の方も横の連携をしっかりと取れるような体制にしていかなければならないということと、現場と一緒にやっていかなければならないので、現場に近いところと一緒に推進をできる体制、そして、PDCAを回せるような体制について今検討しているところです。また、具体的なところにつきましては、今後、議会等を含めて詰めていきたいと考えております。

委員長： それでは、同じく、坂町の吉田委員、よろしくお願いします。

吉田委員： 大まかなところは先ほど今榮委員が述べられたとおりであります。私どもの町は人口1万3千人ほどの小さな町ですが、教育の現場、あるいは医療の現場、いろいろあります。坂町の場合は、教育の現場では、教育委員会と民生部門が一体となって様々な問題に取り組んでいるところでございます。最近、タグを組んで横のつながりを持つことで、いろいろな問題を解決している状況でございます。

委員長： せっかくの機会ですので、皆様から御意見を伺いましたが、前回の審議会でも皆様から一言ずつお話をいただいて、大変貴重な御意見をいただきましたので、今回もまた順番にお願いしたいと思っております。ただいまお話しただいた方は飛ばしていただいても構いませんし、またお話ししていただいても結構ですので、池田委員から一言ずつよろしくお願いします。

池田（智）委員： 細かく、目指す姿、目的、現状とのギャップ、取組の方向性などしっかり記載されていて、まとめるのに御苦労があったらと思う。17ページの「地域コミュニティを支える人づくり」を拝見して、ここで「コーディネーター」の重要性が出てきたように思います。住民と専門職、また、専門職同士をつないだりコーディネートしたりできる人、そういう人材を確保するという言葉が出てきていますが、これは実際にはどういう人材をイメージしておられるのか質問してみたいと思います。

事務局： 立場的には、今ある地域包括のシステムにおいて、中学校区レベルに配置されている生活支援コーディネーターという地域のつながりを作る専門職がいます。これは、あくまで高齢者の世界ですが、それを障害者の方、引きこもりの方、子どもなど、もう少し広くつなげるようなものにしていきたいと思っております。先日の策定委員会で、最前線は総合化すべきだということをおっしゃいました。要は、最前線に出ていく専門職は、昭和時代の保健師さんみたいにしてすべてが見れる人を配置すべきだということですので。先ほど拠点のお話もありましたけれども、最前線に近いところですのですべての人が受け入れられるような拠点を作っていくべきではないかということがありました。そういった幅広く見ることができるようなコーディネーターを想定しております。

池田（智）委員： わかりました。取組が活性化していくといいと思います。

村上委員： すみません。関連してよいですか。私の気になったところで質問がございます。今のお答えの中ですが、地域で医療・介護・福祉を全体的にコーディネートしていく例として保健師さんを挙げられました。それに加えて、社会福祉士とか精神保健福祉士とか、社会福祉主事とかそういうところまで踏み込んで表現していただくと随分教育現場も助かります。そこを目指して教育していこうと思いますので、よろしくお願いします。

池田（円）委員： 高齢者のほうはかなり取組の方向性などを書いていただいております。各事業所で努力はしておりますけれども、やはり人材確保・育成・定着をしっかりとお互いに協力しながらやっていただければと思います。また、「ネットワーク」という言葉がたくさん出てきており、小学校区域くらいの地域で顔の見える関係づくりを今後市町でやっていけるように行政と一緒にやっていけたらと思っております。

今榮委員： 先ほど申し上げたので申し上げることはないのですが、現場の立場からいくと、骨格を否定するわけではないのですが、計画そのものを実際に回していこうと思うと、非常にマンパワーが必要となるというのが第一印象です。これは皆さんの御協力を得ながら進めていかなければならないというのが感想です。

今川委員： 私も同じようなことを考えておりました、子どもはこれから減るという予測なので、保育園の増加はなされていないのかなと思いながら資料を拝見していました。計画は進めていただきたいと思いますが、具体的にこれを実行していくとなると非常に困難になると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

金子委員： 私も福祉というところで、縦割りの厳しさをいろいろと感じてきました。昨年も、厚労省と文科省が「トライアングルプロジェクト」というものを立ち上げて一緒にやっていこうというところで、非常にありがたいと思っております。今日もこのように多岐に渡る皆さんが一堂に会して、いろんな問題を話し合えることを本当に嬉しく思っております。そのため、先ほどからお話のあったコーディネーターの問題、「連携」というのは地域に欠かせない「核」だと思っていますので、よろしくお願いいたします。

川本委員： 共生のまちづくりについて、米田課長が縦割りを横につなぐものとおっしゃっていて、私も同じように考えておりました。医師でも看護職でも人材が少なく確保について頑張っているのですが、結局、共生のまちづくりは必ず人が必要となり、看護の要員を確保しようという縦ではなく、共生のまちづくりの中へ入れていくということでもいいものができていくのではないかと考えておりますので、また頑張っていきたいと思っております。

甲野委員： 福祉支援ということで、歯科医療については積極的に協力していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

下原委員： 昨年もそうですが、今年も自然災害で地域が大変なことになり、地域コミュニティが上手くいかないという場面が多々あったと思います。そういった中で、衛生面や医療の面が行き届いていないのではないかと御意見も

多々頂戴するところですので、そのあたりについて、私どもにできることを頑張ってまいりたいと思う次第でございます。

鈴木委員： 高齢者のことは、この資料の中にたくさん書かれており、老人クラブでは新地域支援事業ということで、日常生活支援をやっています。これは、スタートして3年が経っておりますが、なかなか全国で行われていないのが現状でございます。厚労省や老人クラブがいろんなことを調べてやっておりますが、各都道府県又は政令都市でもやっているところがほとんどないです。いろんなことを議論しているものの中々できません。13ページにあるように、本当に地域や他人へ関心がないという世の中なんですね。こういう風にテーブルを囲んでいろんなことを議論しても、実践するとなると皆バラバラであるというのが現状だと思っております。それをどうしたらいいのかということですが、実は明日、全国の中で2つの自治体、2つの自治体というのは呉市ともう一つありますが、具体的に相互支援をやっているということで厚労省から話を聞きにやってきます。呉市には老人クラブが二十いくつの地区がありますが、そのうち3つの地区が具体的に相互支援をやっています。ここにはいいことばかりこんなたくさんの方が書いてありますが、それができないというのが全国的な悩みです。3つだけやっているのが全国の代表というのは、本当に情けないと思いながらも、お役に立てるならということで、厚労省のヒアリングを受けることにしております。老人クラブがやっている中四国のリーダー研修会、各県、政令都市が集まっての大会があり、そこで去年は発表しました。また、沖縄で老人クラブの全国大会があり、そこでも発表してくださいということで、発表しました。今申し上げましたように、たった3つの小さい地区がやっていることを発表してくださいと言われます。ということは、全国でいかにやっていないかということなんですよ。いろんなところで議論していろんなことやっていると思います。5年計画とか3年計画でお互いに真剣に横のつながりと言いますか、どうやってやっていくかといのをやらないと、これを県の行政は、市町がどういう風にやっているかをチェックして、どのようにして次につなげていくかをやらないと中々できないと私は思っております。私が生きている間にこれができるのかと思いつながら、前は欠席しておりましたが、皆さんの御意見について議事録を見せていただき、本当に素晴らしいお考えを持っておられると感銘を受けておりました。長々と話しましたが、ぜひよろしくお願ひします。

寺本委員： 先ほど議論に上がりました、地域福祉の担い手の確保・育成というところ、私も非常に大事な点だと思います。コーディネーターを置くというのもすごく賛成なのですが、このコーディネーターというのは、相当な能力がないと本当に難しいと思います。コーディネーターがきちんと動けないと事案対応がぐちゃぐちゃになるというのをいつも感じていることなので、言葉だけで「設置する」というのは簡単なことですが、人材を見つけてきて教育するというのは相当な苦労が必要だと思います。それから、地域支え合い担当なので、地域で支え合うことを目標にしているんですけど、児童虐待にしろ、DVにしろ、生活困窮にしろ、いじめにしろ、地域ではどうにもならない問

題がたくさん発生していて、弁護士のところに来るころには、散々、ぐちゃぐちゃになって最終段階でどうしようもないという問題が結構あります。お医者さんの世界では、町のお医者さんが病気を診て、これはうちでは対応できないと思えばすぐに検査ができる病院に繋いで、そこで結果が出て、また大病院で手術が必要となれば繋がられますよね。社会問題についても、地域で対応できる問題と、これはすぐに専門職につなげなければいけないという問題の見極めができる人を置いていただきたいと思います。以上です。

中野委員： 感じたことですが、3ページの目指す姿がよくまとめられていると思いますが、最近世の中の移り変わりが速いテンポで変わっている中で、方向性としての「10年」という期間が果たして適当なのか、10年後のところに書いてございます中には、その時代に合った中身になるのかどうか、こういった世の中でございますので、短いスパンで考えることが必要なのかと思います。もう一つ、17ページの福祉の部分でございます。これは雇用の創出の部分で、賃金を含めた待遇面でこのジャンルはなかなか厳しい状況にあるということで、我々経営者協会としても社会福祉法人を対象に勉強会を開催しているところですが、計画の中身の方でも、待遇改善や賃金アップなど、そういった部分を目指す方向性の中に入れるのは難しいと思いますが、いざ実際に取り組む中身として、そういった部分も入れていただければと思います。以上です。

浜中委員： 15ページの「現状とギャップ」のところ、「小中学生を対象とした学習はあるが」と書いてあります。皆さんに御尽力いただき、ひとり親家庭の小中学生には、学習支援の授業をさせていただいております。高校受験をする中学3年生の生徒さんを見ると、目が違って、もう一生懸命学習されていますので、こういう制度を設けてくださったことに感謝しています。母や寡婦の方には、パソコン教室やセミナーなどの事業もさせていただいて、今、ひとり親家庭に対して、いろいろと考えてくださっていることに対して感謝しております。また、これはちょっと違うかなと思いますが、民生委員の方が、ひとり親家庭を把握されていないというのが、今の悩みの一つです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

田中局長： いくつか学校との連携の話がありましたが、教育委員会ともよく話をしていきたいと思っておりますし、また、鈴木委員からは、地域や他人に関心がないということで、御指摘もございました。我々もソーシャルキャピタルといいますか、地域のつながりの醸成など、言うのは簡単ですが実際にはなかなか難しいというのは承知しております。ただやはり、苦しんでいる中山間地域、又は、被災地における支え合いセンター、そういったところで、いくつか地域の再活性化、街づくりを含めた活動を行っておりますので、そういったところを市町とも協力しながら、しっかり育てていく体制づくりを行っていきたいと考えております。予算要求や事業計画の中でもよくよく知事とも相談しながら丁寧に作り上げて参りたいと考えております。また、寺本委員からは、人材育成やコーディネーターの育成が大切だとの指摘がございました。これが我々としても一番大切なところだと思っております。一方で、

今日お集りいただいた皆さんに御協力いただいて、そういう意味でハブになるような、そしてまた、ワンストップで受け入れることができるような人材を育成することは、大変なことは承知しておりますが、先生方の御協力を得ながら、ハブとなるような人材育成を行って参りたいと思います。また、地域の限られたリソースをどう活用して解決に導いていくのかという話もありました。我々公衆衛生の世界もこういった社会的処方のことをソーシャルプレスクリプションと言いますが、今までは地域にいるお助けマンのようなスーパーマンのような方が何人かいる場合は上手く解決に導けるんですけども、なかなかいない地域では難しいということも耳にします。先ほどお話にもあったコーディネーターの方を育てていく仕組みを皆さんと考えながら、社会福祉士や保健師など社会的処方ができる人材の育成を皆さんと図っていきたいと思います。

林委員： 地域包括ケアシステムの中で、地域包括支援センターが中核となって地域の中でというイメージで考えることが多くて、名称的には高齢者のシステムが拡大されてとなっているため、そこに障害や児童とかが入りにくいというところがありますので、そのあたり、もう少し全体を包括したという名前になるようにネーミングから考えていただくといいのかと思いました。

藤原委員： 私どもは青少年の育成という人たち、地域で活動していらっしゃる人たちとの関わりが多いのですが、17ページの「地域福祉の担い手の確保・育成」のところに、「地域活動者の多くが定年後の方であり」と書かれています。全体が高齢化しており、定年後すぐは若手と言われていています。私たちもなるべく若い人たちが入れるような事業をして、少し活動が活発になるような支援を考えていますが、なかなかこれが難しいです。この計画に直接、世代交代とかそういうところは必要ないと思いますが、現実的にそういうのができたらいいと思っております。以上です。

二川委員： 児童養護施設は、親のいない児童や虐待されている児童、家庭の事情によって親と一緒に生活できない子供たちが暮らす施設です。全国で600か所くらい、約3万人の子供たちを預かって一緒に生活しますが、広島県も13施設あります。そんな問題を抱えた子供たちを日々支援しているわけですが、その中で、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、心理士など専門的な資格を持っている職員がたくさんおりますので、この地域支え合いネットワークの中にぜひ加えていただければお役に立てることもあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

松岡委員： 前回欠席いたしておりましたので、今回初めての出席となります。子供の保育という立場から少し御意見を述べさせてもらえればと思います。待機児童が発生しており、様々な形態の施設ができてきております。小規模の保育の施設であったり、企業内の施設であったり多種多様な施設ができることによって、今度は保育士不足が生じてきておまして、保育士が不足することによって、保育の質の低下があってはいけないということの中で、広島県とキャリアアップ研修をおこない、質の低下を防ぐような研修を積み上げていくところがございます。多くの就学前の子供たちに小さいときから地域の

いろいろな方との関わりを持たせています。例えば、高齢者との交流であったり、地域行事に参加することにより地域でどういったことが行われているかを知ったりとか、あるいは、消防・警察の方が園に来ていただくことによって地域の施設を知ったりとか、ボランティアの学生を受け入れたりとか、様々なことを通じて就学前施設では散歩や園外保育などによく行きます。そういった経験を通じて、地域にどういうところがあるのかということをおたちは子供たちに教えたり伝えたりしています。子供たちは0歳から来ているわけなので、多様な人たちとの触れ合いをさせたりとか、助け合いながら生活ができていたんだとか、そういうことをいろんな場を通じて子供たちには理解をさせている、又は経験をさせているという風に思っています。人が多様であるということを知っていくような機会と捉えていろんな経験を積んでいっているということかと思っております。それがまた小学校、中学校とその後の教育につながっていくことと思います。先ほどアビ隊の資料を見させていただきましたが、実は、私の施設にもアビ隊に来ていただきまして、アビ隊の活動を見ましても、子供には子供にわかるように教えていただいて、そこにはやはり幼児教育から小学校、中学校というつながりがあるのではないかと思いますので、学校教育の中に「幼児」という言葉もぜひ入れていただければと思います。

共生のまちづくりということにつきましては、核家族化が進んだり、地域のつながりの希薄化というのがあったり、子育てに孤立・孤独を感じる方が非常に多くなっていると思います。やはり、そういった家庭に対する居場所づくりということで、そういったことが普段から地域の中でできていけば、例えば、保育のボランティア、災害時の保育のボランティアをいたしましたけれども、災害時の避難場所で子供の泣き声がうるさい、子供が騒いでいるから困るといったことは生じないと思います。やはり普段からそういったコミュニティがしっかりできて、子供の泣き声がうるさいと感じないような地域のつながりが大切ではないかとボランティアのときに感じました。

それから、包括的な支援体制づくりというところでは、私たちの施設でも子育て支援拠点事業というのをしています。これは、就学前の親子を受け入れて居場所を作り、また、子育てをサポートしているというところではありますが、やはり、子供たちの課題について、関係機関につないだり、時にはシニアの世代に子供たちの関わりについてお手伝いいただいたり、あるいは保育士を専門的にいろんな研修に出して、保育の力量を高めて、力を持った専門職の保育士等が公民館等で一緒になって地域の活動をしたり、あるいは、子供の生まれる前の産婦人科と一緒にあった連携をしていくなどこういった専門職の特色を生かしたようなことが地域でしっかり発揮できる場が必要ではないかと思っております。ネウボラも広島県の施策として進められています。でも、私の方もしっかりいろんなことに経験を積みながらしておりますので、公のネウボラの中に、ぜひ私のほうのところも含めていただいて、広島県の全体的な活動が実のあるものになるように、また、全国に先駆けて良い形に

なるように進んでいければと思います。

村上委員：先ほどから、コーディネーターの資質が言われていますが、広島文化学園大学で新しく社会福祉関係の学科を立ち上げるとき、文科省から注文が来ました。2年前になります。地域包括ケア論を入れるように言われました。国家資格の専門科目以外に地域包括ケア論を設けるようにということで、私はその担当ですが、来年の春からその授業を始めなければなりません。今、この場でいろんな実践を聞かせていただいて、保育についても地域に対してオープンにしている、小学校もそうですが、大学の方にも、ぜひこの地域包括ケアの担い手として学生たちを育てていくのに、この場の方々に御協力いただいて、大学の方に来ていただくとか、大学から出させていただいて現場で鍛えていくとか、そういう教育をしていかなければならないと、今、覚悟しました。よろしくお願いします。

森脇委員：素晴らしい計画とそして目指す姿があって、こういった目指す姿が本当に実現されたいなと思いつつ拝聴しておりました。そして、先ほど村上先生も言われましたけれども、学生を、専門職を養成する立場からいたしまして、やはり専門職がなかなかいないということが現状として課題にありまして、大学としても地域の福祉に貢献できるような学生を育てないといけないなと思っております。それと同時に、大学で学ぶことというのは本当に基礎的なところですので、卒業してから現場で学ぶことがすごく大きくて、そのようなキャリアを進めたり、スキルをつけたりというのが大切になってくると思っていますので、そのような仕組みづくりもまた作っていただければよいかなと思います。特に、私は保健という区分から来ております。そして、地域福祉に対して、福祉のところに保健の職についている者が少ないような気がしますので、また、保健の職をつけていただきたいし、つけられなければ、連携するという形で声をかけていただければ、働きながら学ぶという、力のある専門職になれるのではないかと思っております。以上です。

山下委員：実は私は担当委員会の委員でございまして、皆さんの御意見をしっかりと踏まえながら良いものを作っていきたいと思っております。県はどちらかというと計画を作って市町に押し付ける傾向がありまして、作ったら終わりというところがあるので、そうではないように、今後の社会に必要な計画だと思っておりますので、しっかりと良い計画を作っていきたいと思っております。

山田委員：せっかくこういう場に出させていただけにもらっているのですが、なかなかこの情報をPTAとして使うというのが難しいと思っております。教育委員会がありますので、ぜひこういう情報を教育委員会を通して、PTAは小中学校とつながっておりますので、情報を下ろしていただければなと思います。いつも言われるのが、家庭、学校、地域での協働ですが、学校が終わったら家庭、地域に保護者として溶け込んでいく存在になっていますので、保護者として地域で活躍されている方もいらっしゃいますが、ぜひ、その予備軍としてPTAを活用していただきたいと思っております。以上です。

吉田委員：先ほどもお話をさせていただきましたけれども、地域福祉というのはすご

く広いと思います。幼少の時から教育の中でしっかりと福祉について勉強していかなければならないとっております。我が町でも、小中学校では部活動や集団活動を通じて、そういう場を作ったりしているわけですが、ぜひこの計画を作るにあたって、教育委員会との連携が必要不可欠だと私は思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

米川委員： 皆さんの話をいろいろ聞きながら思うのですが、子供が減っているという中で、我々世代も人手不足というところがあります。その中で、人材育成というのは何かというと、現場で育てる以前の小学生、中学生の皆さんが、我々の職場、保育や障害、高齢者関係もそうですが、小中学生のインターンシップというところにあると思います。十数年前から次世代育成と言われていますが、その中でインターンシップを取り入れ人材育成というところで、我々の世界、そして保育の世界を目指していただくような小中学生や高校生をぜひ何らかの形でこのプランの中に入れていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長： 毎回この会議では皆さん方に御意見を伺い、私自身も福祉の世界に何年かいますが、本当に参考になる御意見で、県の方も十分皆さんの御意見を生かしていただくようによろしく申し上げます。

《報告事項》

委員長： それでは以上によりこの協議事項を終わらせていただき、最後の報告事項に入りたいと思います。令和元年度の民生委員児童委員の一斉改選状況について御説明申し上げます。

〔地域包括ケア・高齢者支援課から資料3により説明〕

委員長： 以上の報告事項につきまして、何か御意見・御質問ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

委員長： それではよろしいですね。まだ充足はされていないところは多少気になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、以上で報告事項は終わります。もうお一方お二方、もし全体的にでも何か御意見ございましたら、お願いします。

田中局長： 先ほど委員の方からいくつかのお話がありましたけれども、例えば社会福祉法人、地域に開かれた社会福祉法人ということも言われていますが、地域貢献に関してぜひ、保育所等とも協力していただき、共生社会をやっていくには、いかに地域それぞれのカウンターパートが地域貢献をやっていくかというのが非常に大事だと思いますので、引き続きの御協力をお願いしたいと思います。また、看護方面の機関というのも、保健師さんや訪問看護の方など、保健の方も地域福祉の支援に非常に重要な、もちろんドクターや歯科医師の先生方も大事なところでございますけれども、特に看護関係の人材育成は非常に大切なものと認識しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、最終的には、地域共生社会は防災も含めたまちづくりが非常に大事なキーワードになってくると思います。そういった意味でもこういったリーダーシップというのは非常に大事だと思っておりますの

で、どうぞよろしく申し上げます。

委員長： ありがとうございます。局長からまとめと決意をいただきました。これをもって本日の社会福祉審議会を終了させていただきます。本日は議事の進行に御協力いただきまして本当にありがとうございました。最後に事務局から何か御説明がありましたらよろしく申し上げます。

事務局： 本日はありがとうございました。まずは、地域福祉支援計画についてでございますけれども、本日皆様方からいただきました御意見を参考にいたしまして、今後議会の方でしっかり議論させていただきたいと思っております。2月の集中審議となっております。どうぞよろしく申し上げます。

今後のこの審議会の次回の開催につきましては、年度末を予定しております。日にちが近づき次第、また文書で御案内させていただく予定です。専門分科会の今後の予定についてですが、まず、民生委員審査専門分科会につきましては、12月下旬に書面での開催を予定しております。また、児童福祉専門分科会につきましては、年度末に書面での開催予定です。児童支援部会につきましては、3月の開催を考えております。身体障害者専門分科会審査部会につきましては、随時開催することとしております。以上でございます。

委員長： 本日の審議はこれで終了となります。ありがとうございました。

7 会議の資料名一覧

- 広島県社会福祉審議会会議次第
- 広島県社会福祉審議会委員名簿
- 広島県社会福祉審議会県職員名簿
- 配席図
- 資料1 社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（案）
- 資料2 広島県地域福祉支援計画素案（概要版）
- 資料3 令和元年度民生委員・児童委員の一斉改選に係る推薦状況について
- 参考資料
 - 社会福祉法（抜粋）
 - 社会福祉法施行令（抜粋）
 - 社会福祉審議会条例